

熊本県公報

第 1 1 5 8 1 号
平成 19 年 8 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)……………(") 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3

公 告

- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 3
- "……………(") 3
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- "……………(") 4
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 4
- "……………(") 4
- "……………(") 5
- 殺菌タンク(乳製品加工機)の調達にかかる一般競争入札の実施……………(管理調達課) 5
- 土地改良区役員の就任……………(農村計画・技術管理課) 7
- 肥料登録事項変更……………(農業技術課) 8
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項(私学文書課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県私立学校審議会の開催……………(私学文書課) 11
- 熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………(") 11

告 示

熊本県告示第 662 号
介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条の 2 第 1 項の規定により福祉用具専門相談員指定講習事業者を次のとおり指定した。
平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業者の名称及び事業所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 指定の有効期間満了日 |
|------------------------------------|------------------|------------------|
| 財団法人総合健康推進財団 熊本市尾ノ上一丁目 9 番 16 号 | 平成 19 年 7 月 23 日 | 平成 23 年 3 月 31 日 |

熊本県告示第 663 号
道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 19 年 8 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区 域 を 変 更 す る 区 間 | 前 後 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-----|-------------------|--------|---------------|---------------|-----|
| | | 水俣市湯出字前田 | 前 後 | 10.0 ~ | 25.0 | |

| | | | | | |
|----------|-----------|----|---------------|-------------------|------|
| 一般 県道 | 水俣出水 線 | 同所 | 2133 番 3 地先から | 11.5 | 廃道処分 |
| | | | 2133 番 3 地先まで | 10.0 ～ 10.5 | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 664 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市新和町大多尾字赤金 508 の 1、508 の 2、510 の 1、511、字黒餅 519 の 1、520 の 1、527、528、536 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤金 508 の 1・508 の 2・510 の 1・511・字黒餅 519 の 1・520 の 1・527・528・536 の 1（以上 9 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 665 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 666 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------------------|-------------|------------------|
| デイサービス湧楽苑 八代郡水川町吉本 108 番地 | 株式会社なごやかハウス | 平成 19 年 7 月 23 日 |

熊本県告示第 667 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------------------|-------------|------------------|
| デイサービス湧楽苑 八代郡水川町吉本 108 番地 | 株式会社なごやかハウス | 平成 19 年 7 月 23 日 |

熊本県告示第 668 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|------------------------|----|-------------------|--------------|-------|
| 一般 国道 | 265 号 | 阿蘇市一の宮町坂梨字牧下 同所 | 前 | 10.5 ～ 18.2 | 38.4 | 仮設迂回路 |
| | | | 後 | 10.5 ～ 25.5 | | |

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 1 日

公 告

熊本県公告第 656 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼 2380 番 1、同 2380 番 2 及び同 2380 番 3
2,241.26 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
株式会社クリード

熊本県公告第 657 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字下沖野 1866 番 1291 及び同 1866 番 1292
1,057.02 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市栄 2282 番地 1
株式会社笹原建設

熊本県公告第 658 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 7 月 13 日
- 2 名称
NPO 法人里山まもり隊・どんかっちょ
- 3 代表者の氏名
高木 重武
- 4 主たる事務所の所在地
菊池郡大津町大字大津 1554 番地 2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、里山保全に関する事業を行い、水資源の涵養及び輝くみどりを次世代に継承していく活動を通し、自然との共生、持続ある循環型社会の形成に寄与するとともに、子ども達が地球環境に関心を持ち、人の命を大切にすることを育む、地域づくり、人づくりを目的とする。

熊本県公告第 659 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 7 月 15 日
- 2 名称
特定非営利活動法人 NPO UD センターくまもと
- 3 代表者の氏名
丸野 香代子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市妙体寺町 5 番 1 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して、
 - 1) ユニバーサルデザイン（以下 UD）、ユビキタスの啓発
 - 2) UD、ユビキタスに対する実践的な取組み支援
 - 3) UD、ユビキタスに関する人材育成、産学官ネットワークの構築に関する事業を行い、UD 及びユビキタスの正しい理解と、その実践と普及に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 660 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 7 月 10 日
- 2 名称
特定非営利活動法人自立生活センターヒューマンネットワーク熊本
- 3 代表者の氏名
東 俊裕
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市大江五丁目 5-29
- 5 定款に記載された目的
本会は、障害を持って生きることは普通の事なのだという考えを基に、広範な、障害を持つ人々や高齢の方々が、地域の中で自分らしい生き方が出来るよう、自立支援や権利擁護などに関する事業を行い、障害を持つ当事者のこれまでの経験を生かして、高齢者や子どもたちなど全ての人々が共に安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とします。

熊本県公告第 661 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 7 月 13 日
- 2 名称

- 3 特定非営利活動法人あやの里
代表者の氏名
岡元 俊子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市山ノ内二丁目 1 番 14 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、要援護者及びその家族等が、地域の中で普通に暮らせるように痴呆対応型共同生活介護事業や通所介護事業などの保健、医療又は福祉の増進を図る活動、及び障害があっても安心して住める町づくりを図る活動に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 662 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 7 月 15 日
- 2 名称
NPO 法人熊本県キッズサッカー協議会
- 3 代表者の氏名
仲道 隆
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市徳王町 440
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本県及び近郊の子供たちの心身の健やかな成長を願い、あわせてチーム相互の親睦を図ることを目的とする。

熊本県公告第 663 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品及び数量
殺菌タンク（乳製品加工機） 1 式
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 9 月 28 日（金）
- (4) 納入場所
熊本県立熊本農業高等学校
- (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法
- ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立熊本農業高等学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 8 月 1 日（水）から平成 19 年 8 月 14 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 8 月 1 日（水）から平成 19 年 8 月 20 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、（4）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（5）を証明する書類（仕様適合証明書）
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 8 月 1 日（水）から平成 19 年 8 月 20 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所

- ア 電子入札システムによる入札
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。
- イ 入札書受付締切日時 平成19年8月23日(木)午後4時
紙入札方式による入札
日時 平成19年8月24日(金)午前10時から
場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年8月23日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第664号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
平成19年8月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------------|
| 理事 | 一 瀬 清 一 | 球磨郡山江村大字山田丙 596 番地 |
| ” | 田 中 信 孝 | 人吉市鬼木町 280 番地 |
| ” | 森 本 完 一 | 球磨郡錦町大字一武 1067 番地 |
| ” | 愛 甲 一 典 | 球磨郡あさぎり町大字須恵 5871 番地 |

熊本県公告第 665 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 変更した事項 | 変更した年月日 |
|---------------------|-----------|-------------|--|--|------------------|
| 熊本県肥 第 1391 号 | 炭酸カルシウム肥料 | 粒状苦土石灰 10% | 株式会社ヴィザックス 玉名郡南関町大字 下坂下 4821 番地 の 1 | 氏名又は名称 (新) 株式会社ヴィザックス (旧) 有限会社ヴィザックス | 平成 19 年 7 月 24 日 |
| 熊本県肥 第 1392 号 | 炭酸カルシウム肥料 | 10.0 炭酸苦土石灰 | 株式会社ヴィザックス 玉名郡南関町大字 下坂下 4821 番地 の 1 | 氏名又は名称 (新) 株式会社ヴィザックス (旧) 有限会社ヴィザックス | 平成 19 年 7 月 24 日 |

熊本県公告第 666 号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成 13 年 4 月 1 日熊本県公告第 232 号の 2）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

| 部 名 | 計画等の名称 |
|-------|---|
| 総合政策局 | くまもとユニバーサルデザイン振興指針 |
| | 熊本県科学技術振興指針 |
| 総務部 | 熊本県行財政改革基本方針 |
| | 熊本県地域防災計画 |
| | 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 |
| | 熊本県社会参加活動推進基本方針 |
| | 熊本県男女共同参画計画 |
| | 熊本県パートナーシップ指針 |
| 地域振興部 | 熊本県過疎地域自立促進方針 |
| | 熊本県過疎地域自立促進計画 |
| | 国土利用計画熊本県計画 |
| | 熊本県土地利用基本計画 |
| | 新熊本県土地対策要綱 |
| | 第四次水保・芦北地域振興計画(基本構想編) |
| | 熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとユニバーサルITプラン」 |
| | 熊本県文化振興基本方針 |
| | 国際化に関する総合指針～世界に開かれたゆたかな地域社会の形成～ |
| 健康福祉部 | 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画 |
| | 熊本県地域福祉支援計画(地域ささえ愛プラン) |
| | 熊本県次世代育成支援行動計画(くまもと子育て・子育て応援大作戦) |
| | 第3期高齢者かがやきプラン |
| | くまもと障害者プラン |
| | 熊本県障害福祉計画 |
| | 熊本県保健医療計画 |
| | くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康づくり計画) |
| | 熊本県感染症予防計画 |
| 環境生活部 | 熊本県環境基本指針 |
| | 熊本県環境基本計画 |
| | 第2次 地球温暖化防止に向けた県庁率先行動計画～熊本県庁「チーム・マイナス6%」計画～ |
| | 有明海・八代海再生に向けた熊本県計画 |
| | 熊本地域地下水総合保全管理計画 |
| | 熊本県水資源総合計画(くまもと水プラン21) |
| | 熊本県水道整備基本構想 |
| | 熊本県野生動植物の多様性保全基本方針 |
| | 第10次鳥獣保護事業計画 |
| | 熊本県一般廃棄物処理広域化計画 |
| | 熊本県廃棄物処理計画 |
| | 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画 |
| | くまもと食の安全安心のための基本方針 |
| | 熊本県食育推進計画 |
| | 熊本県食の安全安心推進計画 |
| | 第8次熊本県交通安全計画 |
| | 熊本県人権教育・啓発基本計画 |

| | |
|--|-------------------------------|
| 商工観光労働部 | 熊本県工業振興ビジョン |
| | 熊本県観光パートナーシップアクションプラン |
| | 熊本県労働行政プラン「しごといきいき県民プラン」 |
| | 第8次熊本県職業能力開発計画 |
| 農林水産部 | 熊本県食料・農業・農村計画 |
| | 熊本県水産業振興基本構想 |
| | 熊本県森林・林業・木材産業基本計画 |
| | 熊本県農業振興地域整備基本方針 |
| | 熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ |
| | 熊本県野菜振興計画 |
| | 熊本県果樹農業振興計画 |
| | 熊本県花き振興計画 |
| | 熊本県農業農村整備実施計画 |
| | 農村地域工業等導入基本計画 |
| | 地域森林計画 |
| 土木部 | 熊本県建設産業振興プラン |
| | 熊本CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想 |
| | 熊本県広域道路整備基本計画 |
| | 熊本県の道路整備に関する中長期計画 |
| | 熊本港港湾計画 |
| | 三角港港湾計画 |
| | 八代港港湾計画 |
| | 熊本県の港湾ビジョン |
| | 熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針 |
| | 熊本県建築物耐震改修促進計画 |
| 熊本県住生活基本計画熊本県住宅マスタープラン | |
| 備考 この別表は、私学文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けただうえで、年1回改正するものとする。 | |

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成19年8月1日

熊本県私立学校審議会会長 上 田 祐 規

- 1 開催日時
平成19年8月8日(水)
午前10時から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本県庁本館5階審議会室(熊本市水前寺六丁目18-1)
- 3 議題
【諮問事項】
 - (1) 高等学校関係
①秀岳館高等学校の収容定員減に係る学則変更認可(公開)
 - (2) 幼稚園関係
①玉名ルーテル幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可(公開)
 - (3) 専修学校関係
①熊本情報経理専門学校の文化教養専門課程の廃止認可(公開)
②専修学校の設置者変更(非公開)
 - (4) 各種学校関係
①熊本法律学校の廃止認可(公開)
【事前協議事項】
 - (1) 幼稚園関係
①恵水幼稚園の収容定員増に係る園則変更の事業計画(公開)
【報告事項】
 - (1) 専修学校関係
①専修学校の事業計画の進捗状況(非公開)
※議事は変更することがある。
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
⑴ 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
⑵ 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部私学文書課初等宗教係)
(096-333-2063)

熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号

平成19年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成19年8月1日

熊本県公立大学法人評価委員会委員長

- 1 開催日時
平成19年8月8日(水)
午後1時30分から(2時間程度)
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階「審議会室」
- 3 議題
平成18年度業務実績評価(案)等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
⑴ 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
⑵ 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
⑶ 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部私学文書課(電話096-333-2062)

